

## 給付金請求について

- ・請求期間は、給付対象日以降、年度（4月1日～翌3月31日）末までとなっております。  
※ただし、事由発生日が、3月のものについては、翌年度4月末日までの受付となります。
- ・給付金の請求は、給付対象日（事由発生日）以降にお願いします。

		給付事由	金額	事由を証明する書類 及び 注意事項
祝 金	結婚祝金	会員本人が 結婚したとき	20,000円	法律上の婚姻の事実が確認できる書類として、次のうち いずれか一つ（写し可） ●戸籍謄抄本 ●婚姻受理証明書 など ※住民票は不可  注意事項 1. 結婚による氏名、住所、同居家族等の変更がある場合、 給付金請求書に変更内容を記入してください。 2. 氏名が変わる場合はカードを返還してください。 新しいカードをお渡しします。 3. 同じ人との再婚は申請対象外です。 4. 再婚による結婚祝金の申請は1回までです。
	出生祝金	会員本人または 会員の配偶者が 出産した時	10,000円	出生の事実を証明する書類として、次のうちいずれか一つ （写し可） ●住民票 ●母子手帳の出生証明書欄 ●健康保険被扶養者異動届  注意事項 双子（双子）の場合は出生2件として扱います。
	入学祝金	会員の子が 小学または 中学に入学した時	10,000円	子の就学の事実を証明する書類として、次のうちいずれか 一つ（写し可） ●就学通知書 ●在学証明書 ●生徒手帳  なお、入会時に提出していただいた『入会申込書兼会員カード』で管理して いる家族の情報に基づいて、該当する会員には事前に各事業所宛に、申請番 号が記載された申請用紙を送付いたします。
	永年勤続祝金	10年 15年 20年 25年 30年	5,000円 5,000円 10,000円 10,000円 10,000円	添付書類は必要ございません。  なお、入会時に提出していただいた『入会申込書兼会員カード』で管理して いる情報に基づいて、該当する会員には事前に各事業所宛に、申請番号が記 載された申請用紙を送付いたします。
弔 慰 金	会 員	会員の死亡	100,000円	1. 死亡の事実（死亡日）が確認できる書類として、次のうち いずれか一つ（写し可） ●死亡診断書 ●死体検案書 ●除籍謄本 ●住民票 など  2. 給付金受取人との関係を証明する書類として、次のうち いずれか一つ（写し可） ●戸籍謄本 ●住民票 など  注意事項
	会 員 の 家 族	配偶者の死亡	50,000円	1. 配偶者・子・親の定義 ●配偶者の定義 会員本人と戸籍上婚姻関係にある者をいいます。 ●子の定義 会員本人の実子・養子・継子及びこれらの配偶者をいいます。 ※妊娠7ヶ月以上の死産も含みます。 ●親の定義 会員本人の実父母・養父母・継父母及び配偶者の実父母・養父母・継父母 をいいます。
		子の死亡 ※妊娠7ヶ月以上の死産も含む	40,000円	2. 同居・別居について 死亡弔慰金の申請においては、同居・別居の区別なく申請可能です。
親の死亡 ※同居、別居の区別なし	10,000円			